

津市行政情報番組「まるっと津ガイド」  
平成19年10月1日～10月15日放送分

## 「津市総合計画基本構想試案（第1次案）」

### ■ 番組概要（市政ガイド）

- 1, はじめに
- 2, 総合計画の策定方針
- 3, 総合計画の概要と取り組み状況
- 4, 基本構想試案の内容
- 5, パブリックコメント
- 6, さいごに

## 1：はじめに

市では、今年度末をめどに総合計画の策定に取り組んでいます。

このほど、今後本市の目指すべき将来像や、これを実現するためのまちづくりの方向性など、市政運営の基本となる「基本構想試案」の第1次案がまとまりました。

今回の市政ガイドでは、この津市総合計画基本構想試案について、まず、松田市長に、お話を伺いたいと思います。

## 2：総合計画の策定方針

それでは松田市長、よろしく申し上げます。

「基本構想試案」の第1次案がまとまったということですが、総合計画の策定方針について、お聞かせください。

総合計画は、中・長期的な展望のもと、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための基本的な方針を定めるもので、本市における最上位の計画です。

現在、本市では合併協議において策定された「新市まちづくり計画」に示された「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」の実現を目指し、行政運営に取り組んでいます。今回初めて策定する総合計画では、今後本市が目指すべき、より詳細かつ具体的な内容を示していくこととしています。

どのような点に留意して策定を進めてこられたのですか。

昨年度、策定を始めるにあたって、次の5つの基本的視点を踏まえて検討を進めることとしました。

1つ目が「まちづくりの目標と事業戦略を明らかにする」こと。2つ目が「元気な津市づくりを目指す」こと。3つ目が「市民のまちづくりへの想いと行動力を引き出す」こと。4つ目が「柔軟性と実効性を備えた計画づくり」。そして、5つ目が「部門別計画との連携」です。

中でも、市民の皆さんのまちづくりへの想いと行動力を引き出すことには、協働の時代にふさわしい計画としていくため、特に力を注ぎました。

計画策定に当たっては、人口の約10パーセント、延べ3万人の市民参加を目標に、策定を進めてきました。

市民の皆さんのお考えをお教えいただくための「住民意識調査」や、「動く市長室」の開催、まちづくりのアイデアや具体的な活動などをお寄せいただく「元気づくりプランの市民公募」、まちづくりについて考えていただくきっかけ作りとなる「まちづくりフォーラム」の連続開催など、市民の皆さんから、さまざまなご意見やご提言をいただきながら策定を進めてきました。

基本構想の第1次案の出来栄はいかがでしょう。

今回の総合計画の役割は、本市の特性である「住みやすさ」や「人と人とのつながり」を大切にしつつ、これからの新しい時代に対応したまちづくりの仕組みを整え、だれもが安心して暮らせるまちづくりや、一体感を高める交流のまちづくりなどを通じて、新しい県都の姿を創造していくこと、元気なまちを創造していくことにあります。

今回の基本構想試案について、10月の1カ月間、市民の皆さんからのパブリックコメントを募集していますので、まちづくりについての様々なご意見やご提言をお寄せいただきたいと思います。

また、市では、現在、基本構想の第2次案として、戦略的なまちづくりを進めるための「重点プロ

グラム」の編成をはじめ、より具体的な取組内容となる基本計画の策定に取り組んでいますので、これらについても、市民の皆さんの期待に応えられるような計画にしていきたいと思いを。

### 3：総合計画の概要と取組み状況

次に、総合計画の概要や取組み状況について教えていただきたいと思いを。ここからは、市政策課まちづくり計画担当参事の野呂さんにお話を伺います。

野呂さんよろしくお願いをします。

よろしくお願いをします。

それではまず最初に、総合計画の概要について教えていただけますか。

はい。総合計画は、基本構想と基本計画の2つで構成されています。

平成20年度から29年度までの10年間を計画期間とする基本構想では、市の目指すべき将来像やまちづくりの目標、土地利用の方針とこれに基づくまちづくりの骨格形成の方向などを明らかにします。

また基本計画は、基本構想の趣旨に基づいて、より具体的な目標や事業展開の方向などを定めます。計画期間は、前期と後期それぞれ5年間とし、前期計画は基本構想に併せて策定し、後期計画はその後の社会情勢の変化など踏まえ、改めて策定することになっています。

なるほど、総合計画の概要がよくわかりました。

それでは現在の取組み状況はいかがですか。

はい、今回、市民の皆さんに基本構想試案の第1次案を公表させていただくこととなりましたが、現在、市議会を始め、津市総合計画審議会や、各地区の地域審議会などでも論議を重ねていただいています。

多くの皆さんのご意見やご提言などを踏まえ、よりよい計画にしていきたいと思っています。

### 4：基本構想試案の内容

多くの市民の皆さんの意見や提言が集約されて、試案がつけられたわけですね。それでは、基本構想の内容について説明してください。

はい、それでは、第1次案の内容を紹介します。基本構想では、津市の将来像を『環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都』とし、その実現のため、「安心」、「交流」、「元気」の3つの基本理念を掲げ、新しい県都作りを進めることとしています。

市内には、県都としての都市機能の集積と、豊かな自然と身近にふれあえる空間の余裕、広がりがあります。青く美しい海、緑豊かな山、市街地や田園、さらに、さまざまな文化や歴史、風土があります。それぞれに個性や魅力があり、これらが澄みやすさを構成する大切な要素となっています。

また、人口減少社会を迎える中、交流の拡大や活力の創造、地域力の維持・向上にとって、人と人との社会的つながりは欠かせません。このような協働と連携のまちづくりを進めていくことが、地域の個性や特性を引き出し、その良さを互いに高め合い、一体感を作り上げていくことになるのではないのでしょうか。

そこで、これら「住みやすさ」と「人と人とのつながり」を大切にして、新しい時代に対応したま

ちづくりの仕組みを整えること。1つ目の基本理念である、だれもが「安心」して暮らせる舞台づくりを進めていくことが必要です。

また、一体感を高めていくための、2つ目の基本理念である「交流」のまちづくりは、新しい京都の姿を創造していくことにつながります。

そうすることで、生き生きとしたライフスタイルが実現し、3つ目の基本理念である「元気」なまちを創造する新しい京都づくりを進めていくことになります。

そして、これらの基本理念をもとに、まちづくりの目標として次の5項目を設定しました。

1つ目は、「美しい環境と共生するまちづくり」です。

津市は、広大な市域の中に豊かな自然環境と多様な都市機能を有しています。これらの特性をそれぞれ最大限に生かしながら、美しい環境と共生するまちづくりを目指します。

2つ目は、「安全で安心して暮らせるまちづくり」です。

人と人とのきずな、そして地域のきずなを大切にしながら、災害や犯罪の心配の無い、だれもが健康で安心して過ごすことのできる暮らしの場を整えるなど、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

3つ目は、「豊かな文化と心を育むまちづくり」です。

だれもが互いを尊重し、地域の良さを認め合いながら、連携と交流を深めたり、生涯を通じた学習機会の充実やスポーツ振興を通じて次代を担う人づくり・地域社会を担う元気な人づくりを進めるなど、豊かな文化と心を育むまちづくりを目指します。

4つ目は、「活力のあるまちづくり」です。

広域交流拠点としての特性を最大限に生かしながら、新たな連携と交流を創出し、津市の求心力を高めていく必要があります。そのため交通ネットワークの形成とこれと連動した都市機能の整備や産業の集積を図ることなどによって、活力のあるまちづくりを目指します。

そして、5つ目は、「参加と協働のまちづくり」です。

公共サービスを担う市民の自主的な活動への支援などを通じて、ユニバーサルデザインの浸透や男女共同参画社会、多文化共生社会の実現に取り組むとともに、市民・事業者・大学・行政の力を結集して、それぞれの主体が役割分担しながら取り組む参加と協働のまちづくりを目指します。

## 5：パブリックコメント

説明、ありがとうございました。住んでよかった。これからも住み続けたいと思えるまちづくりの指針として、早期の完成が望めますね。

そうですね。現在完成に向けて鋭意努力していますが、1人でも多くの市民の皆さんにまちづくりに参加してもらおうと、今回、第1次案に対するパブリックコメント、市民の皆さんからのご意見やご提言を募集しています。

募集期間は10月1日から31日水曜日まで、

閲覧・配布場所は、津市ホームページ、津リージョンプラザ3階の市政課、市本庁舎7階の市情報公開室、各総合支所総務課です。

また、ご意見の提出方法ですが、備付の用紙に、住所、氏名をご記入の上、直接ご持参いただくか、郵送、ファックス、Eメールで、市政課までお願いします。

郵送の場合は、郵便番号514-8611、西丸之内23-1

ファックスは、229-3330、

Eメールは、229-3101@city.tsu.lg.jpです。

## 6：さいごに

以上、津市総合計画基本構想試案（第1次案）についてご紹介しましたが、この内容については、広報津10月1日や、津市ホームページにも掲載していますので、併せてご覧ください。

今回の内容について詳しくは市政策課、電話229の3296までお問い合わせください。